

緊急事態宣言発出に伴うみちのくEMSの審査について

宮城県・仙台市において独自の緊急事態宣言が発出されました。これを受け、今後の審査業務等に関する対応について、下記のとおりお知らせいたします。

(1) 審査業務等について

審査業務等につきましては、感染防止対策を徹底した上で、通常通り実施してまいります。審査員が訪問させていただき審査を行うことが困難な場合や、ご懸念される場合は、Web会議システムを使用したリモート審査にて対応させていただきます。その他柔軟に対応させていただきますので、ご相談等ございましたらご連絡下さいますようお願いいたします。

審査業務等に於ける事業者様の社内環境や感染予防対策等については、各担当審査員が最も把握していることから、其々の担当審査員が以下の「予防対策ガイドライン」に沿って、適切なものをご提案するように考えております。何卒、ご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げます。

(2) 予防対策ガイドライン

1) 感染予防のための措置

皆様ご存知のように、予防措置として最も有効なのは「人と人との接触機会の低減」です。そして、どうしても直接的に面談の必要な場合には、「3密の回避」、「換気やソーシャルディスタンスの確保」、「マスクによる防護」、「消毒や殺菌・滅菌」により感染の予防を図る必要があります。

2) 接触機会（時間）の低減

- ① 直接的な面談をWeb会議（リモートアクセス）により代替する
（事業者様側の環境が整備されており、希望する場合）
- ② 書類や帳票類など審査に必要なものを電磁的な方法で提示
リモート審査の場合はもとより、直接面談の審査においても出来るだけ利用して、審査時間の圧縮に努める
- ③ 事業者様側の感染予防対策が十分と考えられる場合でも接触時間を出来るだけ短くする

3) 接触時の感染予防対策

① 「3密の回避・ソーシャルディスタンスの確保」

審査・面談時の人員と部屋の広さが適切か、事業者様側で場所の確保が可能かどうかを相談、場合によっては事務局会議室の利用も可能

② 「換気及びマスクによる防護対策」

審査時の換気（1回/30分）や保護具等による対策をお願いする

③ 「消毒や殺菌・滅菌」

入退室時の消毒等についてもお願いする

尚、以上の予防対策につきましては厚生労働省ホームページの

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

(事業主向け) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf> ご参照下さい。

(3) 審査及びコンサルにおけるキャンセル料の取り扱いについて

審査及びコンサルの実施における何らかの懸念が生じた場合は、何卒速やかに事前に事務局及び担当審査員へご連絡下さいます様、お願いいたします。

直前の変更及びキャンセルについては、以下のとおりキャンセル料が発生いたします。ご理解賜ります様お願い申し上げます。

1) 前日までの場合

2日前まではキャンセル料金は免除

1日前はキャンセル料として1時間分の労務費

2) 当日の場合

①出発前 2時間分の労務費

②出発後 ” + 審査員への交通費